ＵＫＩ松江株式会社　島根県松江市、株式会社川上製作所　広島県福山市、美馬精機株式会社　徳島県板野郡上板町、東洋精密機械株式会社　高知県高岡郡四万十町、日本縫製機械製造業厚生年金基金　東京都中央区、ＪＵＫＩ販売株式会社　東京都多摩市、株式会社ナオモトテクノ　鳥取県鳥取市、株式会社テクノランド　広島県福山市、アサヒ繊維機械株式会社　東京都北区、東津野精工株式会社　高知県高岡郡津野町、大阪電機工業株式会社　大阪府八尾市

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

5．解散認可年月日　平成28年１月27日

平成28年２月５日

東京都中央区日本橋浜町２丁目37番８号

日本縫製機械製造業厚生年金基金

理事長　清水　盛明

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前厚生年金基金令第43条に基づき次のとおり公告します。

１．清算人氏名　代表清算人　清水　盛明

２．住所　東京都中央区日本橋浜町２丁目37番８号

平成28年２月５日

日本縫製機械製造業厚生年金基金

理事長　清水　盛明

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成28年２月５日　　和歌山県教育委員会

１　失効した免許状

氏名　尾崎亜佐美　本籍地　和歌山県

免許状の種類、番号

①　幼稚園教諭一種免許状

昭62幼一普第401号

授与権者　大阪府教育委員会

授与年月日　昭和63年３月31日

②　小学校教諭一種免許状

昭62小一普第645号

授与権者　大阪府教育委員会

授与年月日　昭和63年３月31日

２　失効年月日　平成28年１月15日

３　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、生後数カ月の男性嬰児

上記の者は、平成26年10月７日板柳町大字福野田字増田地内の空き家で発見されました。死亡日時は死後10年以上を経過していると推定されます。死亡場所・死因不詳。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管しています。保管期限経過後は合葬します。心当たりのある方は、板柳町健康福祉課まで申し出てください。

平成28年２月５日

青森県　　板柳町長　成田　　誠

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳（自称宮田克至）、年齢40歳～70歳位の男性、身長165センチメートル位、体格痩せ型、頭髪黒髪、緑色・紺色ボーダー柄長袖シャツ、紺色スウェットズボン、紺色トランクス、所持品は現金なし、婚姻に係る受理証明書及び住民票（ともに大阪市都島区長交付）１枚、給与所得の源泉徴収票（平成26年分）１枚、水道料金・下水道使用料納入通知書（上尾市上下水道部発行）１枚、賃室賃貸借契約書（埼玉県戸田市喜沢１―36―６の借家）１枚

上記の者は、平成27年11月20日、埼玉県上尾市西宮下四丁目295番地５―103号室において、死亡している状態で発見された。死亡は平成27年11月初旬ごろと推定される。

遺体は火葬に付し、遺骨は市内徳星寺において保管していますので、心当たりの方は、当市福祉総務課までお申し出ください。

平成28年２月５日

埼玉県　　上尾市長　島村　　穣

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、当該墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成28年２月５日　　八王子市

１　墓地等の名称及び所在地

八王子市緑町霊園

東京都八王子市緑町222番地

八王子市甲の原霊園

東京都八王子市中野町2647番地８

八王子市南多摩都市霊園

東京都八王子市南大沢三丁目1999番地２

１　死亡者の本籍及び氏名

記載のない者は本籍不詳

八王子市緑町霊園　武田敬止、田中豊作、田中ちよの　他不明有

八王子市甲の原霊園　中村静子、東京都八王子市散田町４丁目301－８　鈴木昭夫、東京都八王子市長房町388番地　鈴木キイ、他不明有

八王子市南多摩都市霊園

菅野久作、東京都八王子市本町25　菅野伊世子、吉田一雄、吉田トシ

１　改葬を行おうとする者

東京都八王子市長　石森　孝志

公示送達

中播都市計画事業ＪＲ網干駅前土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定による使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成28年２月５日

中播都市計画事業

ＪＲ網干駅前土地区画整理事業

施行者　姫路市

代表者　姫路市長　石見　利勝

１　書類の送付を受けるべき者の最後の所在地及び名称

姫路市網干区和久406番地

旭土地株式会社

２　通知の内容

中播都市計画事業ＪＲ網干駅前土地区画整理事業施行地区内の下記の宅地について、土地区画整理法第100条第１項の規定により、使用し、又は収益することを停止します。

姫路市網干区和久字丁田525番６

地目　宅地　　登記地積　12.52㎡

※法95条６項（私道処分等）

使用し、又は収益することを停止する日

平成28年３月１日

教示

⑴　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に兵庫県知事に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

⑵　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に姫路市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑶　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に姫路市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　その他

なお、位置図は掲載を省略し、対象地近くの姫路市網干区和久字丁田525番５において掲示しています。